平成２１年（フ）第１２１号
茨城県鹿嶋市平井1306―27、住民票上の住所茨城県神栖市息栖3031番地165
債務者　池上　幸花
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１２２号
茨城県行方市小幡597番地
債務者　根本　和志
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１２７号
茨城県神栖市堀割１丁目11番36号　サンフローラル103号
債務者　大久保能緒
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１３３号
茨城県潮来市潮来1004番地
債務者　柴田　順子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第８９号
千葉県茂原市長尾2386番地５
債務者　高橋　真樹
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第９０号
千葉県茂原市長尾2386番地５
債務者　高橋　陽子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第９１号
千葉県茂原市吉井上141番地５
債務者　鈴木　和子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第９９号
千葉県茂原市上永吉996番地31
債務者　村椙　京子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１００号
千葉県茂原市上永吉996番地31
債務者　村椙　千尋
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１０１号
千葉県茂原市下永吉2434番地37
債務者　齋藤　宏樹
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
千葉県茂原市東郷1209番地12
債務者　峯尾まゆり
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第５４３号
石川県河北郡津幡町字北中条12号37番地１ファーストコーポ中条103号、従前の住所石川県河北郡津幡町字太田ほ247番地６
債務者　大嶋　正夫
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３５５号
山梨県甲府市飯田１丁目２番15号
債務者　坂本　恒嘉
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６５号
山梨県甲府市川田町781番地10
債務者　佐々木広美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６８号
山梨県甲斐市玉川434番地１　田中ハイツＢ－Ｂ－１
債務者　石川恵美子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７９号
山梨県韮崎市富士見２丁目３番７号　村上アパート
債務者　山中　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８０号
山梨県笛吹市境川町大坪1173番地25
債務者　鈴木　治子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係